

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会定款第31条第3項の規定により、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、千曲市に居住する者並びに本会の趣旨に賛同するもので、次の各号によるものとする。

- (1) 普通会员 各世帯
- (2) 法人会員 法人・個人を問わず社協事業活動に賛同して下さる企業・事業所等
- (3) 賛助会員 特に社協事業活動に賛同して下さる個人・団体等
- (4) 特別会員 特に社協事業活動に賛同して下さる個人・団体等

(本会の義務)

第3条 本会は、会員に対し次の事項を実施するものとする。

- (1) 各年度の予算、決算、事業計画、事業報告の周知
- (2) 機関紙の発行及びパンフレット、チラシの配布
- (3) 本会が実施する大会、講習会、研修会等への案内

(会費)

第4条 会員は、各会計年度ごとに次により会費を拠出するものとする。

- (1) 普通会员 会費 年額 1,000円
- (2) 法人会員 会費 年額1口 2,500円
- (3) 賛助会員 会費 年額1口 1,000円
- (4) 特別会員 会費 年額1口 10,000円

(会費の減免)

第5条 会員に特別な理由があると認められるときは、会費を減免することができる。

(退会)

第6条 会員は、次に各号に該当した場合は退会したものとみなす。

- (1) 市外に転出又は死亡したとき。
- (2) 解散並びに廃業したとき。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日前から会員であったものについては、この規程に基づき入会したものとみなす。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。